

## 国民年金の独自給付 付加年金・寡婦年金・死亡一時金

- 問合先 ・日本年金機構 土浦年金事務所 ☎ 029-824-7121(資格・納付・免除に関すること)  
☎ 029-824-7169(請求手続・相続に関すること)
- ・市役所国保年金課 年金G 内線 105・106

国民年金には、「老齢基礎年金」や「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」以外にも、付加年金・寡婦年金・死亡一時金という第1号被保険者の独自給付があります。

第1号被保険者とは、日本国内に住所がある農業・自営業・学生などの方、勤めていても厚生年金保険や共済組合に加入できない方で、国民年金に加入している方のことです。

### ●付加年金

定額保険料に月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る「老齢基礎年金」に付加年金が加算されます。

#### ①加入(納付)できる方

第1号被保険者と任意加入被保険者

#### ②年金額

$$\text{付加年金の年金額(年額)} = 200 \text{円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

- ・付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります。納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)で、期限を過ぎると納付できません。
- ・国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

### ●寡婦年金

#### ①受給要件

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が年金を受けずに亡くなった場合、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持された妻に対して、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

#### ②年金額

$$\text{寡婦年金額} = \text{夫が受けられるはずだった老齢基礎年金額} \times \frac{3}{4}$$

▶亡くなった夫が「障害基礎年金」の受給権者、または「老齢基礎年金」を受けていた場合は支給されません。▶妻が繰上げ支給の「老齢基礎年金」を受けている場合は支給されません。

### ●死亡一時金

#### ①受給要件

第1号被保険者として保険料を3年(36月)以上納めた方が、「老齢基礎年金」・「障害基礎年金」を受けずに亡くなった場合、その方と生計を同じにしていた遺族に支給されます。

#### ②遺族の範囲

死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した方の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹であって、死亡した方と生計を同じにしていた方です。なお、死亡一時金を受けられる方の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順であり、先順位の方が受けられない場合は後順位の方に支給されます。

#### ③死亡一時金の額

保険料納付済期間	金額(円)
36月以上180月未満	120,000
180月以上240月未満	145,000
240月以上300月未満	170,000
300月以上360月未満	220,000
360月以上420月未満	270,000
420月以上	320,000

▶付加保険料を3年(36月)以上納付していた場合は、8,500円が加算されます。▶「遺族基礎年金」を受けられる遺族がいる場合は、死亡一時金は支給されません。▶寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、選択によりどちらか一方が支給されます。

平成24年度(年額)の年金額

平成24年度の年金額は、0.3%の引き下げとなります。年金の受取額が変わるのは、4月分が支払われる6月の支払いからです。

- ◇「老齢基礎年金」(保険料を40年間納めた場合) 786,500円
- ◇「障害基礎年金」
  - ・1級 983,100円
  - ・2級 786,500円
- ◇「遺族基礎年金」
  - ・子のある妻が受ける場合(子が1人のとき) 1,015,900円
  - ・妻がなく子が受ける場合 786,500円

※「子」とは18歳に到達した年度末になるまで(1・2級の障がいの状態にある子は20歳になるまで)